

清代後期直隸・山東における差徭と陋規

山 本 進

【要約】 清代直隸では、山西や陝西と同様、地丁併徴以後も差徭（國家による正税以外の物品・役畜・勞務の徴発）が残存した。差徭は村單位に科派され、地保が徴収していたが、省南部では牙行・經紀からの徴収も見られた。

一九世紀以降、州県が差徭を口実として陋規（非公式課税）を付帯徴収したため、直隸の差徭負担は増大した。そこで道光年間、直隸を中心に差徭の整理が議論され、按畝攤派（土地所有額に応じた割り付け）方式の導入が唱えられたが、行政経費の捻出に苦しむ地方官僚層に支持された慎重論が勝利し、結局清末まで直隸差徭改革は実施されなかった。

一方直隸より更に商品経済が発達した山東では、商品生産者や流通業者から莫大な陋規を需索していた。光緒年間、山東巡撫李秉衡により財政改革が実施され、商業部門からの陋規は省に吸収されたが、陋規改革自体は低調に終わった。直隸・山東両省が差徭を抜本的に改革できなかったのは、地方的徴収の相当部分を商業からの陋規に依存しており、農民の負担が相対的に低かったからだと思われる。

史林 七九卷三号 一九九六年五月

はじめに

清代の末端地方行政は財政面での公的裏付けを殆ど付与されていなかった。それ故官衙の備品費・消耗品費や幕友・書役の人件費など諸々の必要経費の大部分は、錢糧の存留や養廉・公費など正規財政からではなく、「陋規」と総称される法的根拠の無い各種附加税・手数料収入によって賄われていた。陋規は書吏・衙役・里役等によって人民より需索（収奪）されるが、その一部は規礼という名目で上級衙門に饋送（上納）されていた。即ち当時の財政構造は、錢糧・漕米・塩課などを基礎とした固定的な正規財政の外側に、陋規需索・規礼饋送体系という不正規な金銭の流れ（地方的徴収）を必要悪と

して付着させていたのである^①。

このような地方的徴収は、前近代中国に遍く見られるが、清代では正規財政が逼迫した一九世紀頃から陋規需索の弊害が深刻化し、様々な社会問題を伴って専制国家支配を内部から掘り崩していった。これに対し洋務派官僚は、概ね同治から光緒初にかけて各省で財政改革を断行し、旧来の不正規徴収体系を革除して、督撫を中心とした省レベルでの財政集権化を推進するとともに、経済の商業化に併せて、財源の重心を土地税から釐金・牙帖捐に代表される流通税へとシフトさせた。

私見によれば、財政改革が成功した地域は、長江流域の江蘇・浙江・湖北・湖南・四川の各省であった。これに対して、安徽や江西では、改革が実施されたものの成果を取めなかった^②。これとは別に、華北・西南諸省では「差徭」と総称される主として駅站の夫馬供出に名を借りた地方的徴収が存在したが、山西・陝西両省では財政改革とほぼ同時期に差徭改革が行われ、差徭の定額化・貨幣納化を通して不正規徴収が大幅に整理された^③。

このように、民衆の負担を軽減し財政の建直しを図るという点では、差徭改革は財政改革の一種であると言える。但し、長江流域の財政改革が督撫権力を核とした地方財政の形成へと進んだのに対し、華北西部の差徭改革は、州県の恣意的な差徭徴発を裁革したものの、商品経済の相対的未発達のため新たな財政集権化には到らなかった。

一方、華北東部の直隸・山東では、長江流域と比較すれば商品経済の展開・地域間分業の形成が遅れており、未だ定期市段階を脱してはいないものの、大運河を軸に商品流通がある程度発達し、華北の大豆や江南の棉布が南北に往来していた。また、山東北西部では脆弱ながら木棉手工業も勃興し、渤海を挟んだ奉天方面との棉布と糧食の交易も見られた^④。総じて、華北東部は華北西部より商業化が進んだ地域と言えるだろう。だが、財政改革については、結論を先取りすると、直隸では早くも道光初頭から差徭の弊害が指摘されていたにも関わらず、結局最後まで改革が実現しなかったし、山東でも各種の不正規徴収が残存し、光緒末に漸く改革が実施されるものの、その成果は不明である。商品流通の相対的発達と

は裏腹に、両省での財政改革は失敗乃至低調に終わったのである。そこで本稿では、道光初の直隸を中心とする財政改革論争とその挫折について再検討するとともに、直隸・山東両省の地方的徴収の実態及びその変化について解明し、華北西部と比較した華北東部の末端不正規財政システムの特徴について考察することを目的とする。

さて、清代直隸・山東の地方的徴収に関する先行研究は見当たらないが、嘉慶・道光年間の財政動向については鈴木中正の包括的労作があり、更に道光初の直隸差徭論争については藤岡次郎の先駆的研究が有名である。^⑤ 本稿もこれらの諸成果に負う部分が大変多い。しかしながら、修正を必要とする部分もあるように思われる。

鈴木中正は実録や文集の史料を駆使して嘉慶・道光年間の州県虧欠（財政の穴あき）の実態と清朝中央の対策を丹念に解明したが、虧欠の発生と改革論の挫折を官僚層の私欲追求性向に求めるのは一面的であろう。また、藤岡次郎は道光初の直隸差徭論争を取り上げ、賛成派・反対派の議論を詳しく紹介しているが、ここで議論の対象となっている差徭とは、大差・春秋兩差などの國家的徴収（本来の徭役、即ち中央政府による物資や労働力の徴発）ではなく、それらに仮託した「雑差」と総称される地方的徴収（地方衙門が正規の差徭に仮託して需索する陋規）であると思われるし、差徭改革挫折の原因を改革派の土地面積に応じた差徭科派（割り付け）案に対する大土地所有者層の反発に求めるのは些か短絡的であろう。

そもそも官僚の私欲追求は何も一九世紀に限った特徴ではないし、財政改革反対派官僚は地主の利益を擁護するために抵抗したのでもなからう。鈴木・藤岡両研究の限界は、中央政府から独立した地方財政を認めない専制国家財政の構造的欠陥とそれが必然的にもたらす陋規需索・規礼饋送体系について考察していないことである。本稿では陋規や浮収を単なる官僚の不正蓄財としてではなく事実上の地方行政経費と捉え、財政改革論争の本質を「雑差」・「陋規」などと称される地方的徴収の合理化を巡る議論と見做している。

① 岩井茂樹「中国専制国家と財政」『中世史講座』第六卷、学生社、

一九九二年。

② 拙稿「清代後期四川における財政改革と公局」『史学雑誌』一〇三

編七号、一九九四年、「清代後期湖広における財政改革」『史林』七七

卷五号、一九九四年、「清代後期江浙の財政改革と善堂」『史学雑誌』一〇四編一二号、一九九五年。

③ 拙稿「清末山西の差徭改革」名古屋大学『東洋史研究報告』一九号、一九九五年、片岡一忠「清代後期陝西省の差徭について」『東洋史研究』四四卷三号、一九八五年。

④ 拙稿「清代嘉道期の海運政策——漕運の民間委託化——」『東洋学

報』七二卷三・四号、一九九一年、「清代華北の市場構造」名古屋大学『東洋史研究報告』一七号、一九九三年。

⑤ 鈴木中正「清末の財政と官僚の性格」『近代中国研究』第二輯、東京大学出版会、一九五八年、藤岡次郎「清代直隸省における徭役について——清朝地方行政研究のためのノートⅣ——」北海道学芸大学『紀要』（第一部B）一四卷一号、一九六三年。

一 道光初の財政整理と直隸差徭論争

周知の如く、清朝財政は嘉慶白蓮教の乱を転機として恒常的欠乏状態に陥った。これに対し嘉慶・道光年間には財政改革が幾度も試みられるが、特に道光帝が即位当初に企てた財政整理計画は、朝廷を二分する大論争に発展した。本稿が検討の対象としている直隸差徭論争も、財政整理論争の一環として位置付けられる。そこで先ずこの議論を瞥見しよう。

道光帝は即位直後から財政整理計画に着手した。帝は官僚による財政の私物化、徴税に便乗した私的な需索の横行が財政欠乏を惹起したと考え、改革の主たる対象を民間からの非合法的徴収と上司へのつけとどけの慣行である陋規需索・規礼饋送体系に据えた。嘉慶二五年（一八二〇）九月甲子、内閣への上諭で、帝は「府州県に支給される養廉は元々定額があるが、近年差務や捐攤（上級衙門から強制的に割り当てられた協力金）の抛出が増大し、全額控除されることもある。そこで府州県官は、地方行政を遂行するため、廉潔な者でも陋規を徴収せざるを得ない」と述べ、中央が支給する地方行政経費の不足が地方官の陋規需索を激化させていることを認め、各省督撫・布政使に所轄地方官の陋規を逐一清查させ、必要不可欠な陋規は存続を許すが、廃止可能な陋規は革除するよう命じた^①。同月己巳の上諭でも、再度同じ趣旨の命令が下されている^②。道光帝は陋規を大幅に制限かつ明確化し、人民からの際限ない需索を禁止して、徴税システムの透明度を高めることから財政再建を開始したのである。

皇帝の命を奉じた各省督撫・藩司は陋規の実態調査に乗り出すが、議論の対象として浮かび上がったのは、主に漕糧の陋規と直隸の差徭であった。先ず、漕糧陋規について。御史王家相の上奏によると、漕運における最大の弊害は、沿途の費用及び漕運衙門への規礼饋送を口実に運軍が州県より幫費(手当て)を要求し、州県が運軍への幫費支給を口実に糧戸から更なる誅求を行うことであった。これに対し、帝は幫費の禁止と運軍への補助を通して浮収を革除しようとした。^③

次に直隸差徭について。この問題を上奏したのは御史蔣雲寬であるが、彼の文章は後の差徭論争に強い影響を及ぼし、改革派の張杰も「論差徭書」にてこの文を援用している。蔣によれば、直隸は行幸に際し道路・橋梁の修繕や車馬の供出など差徭が繁重で、会計報告が困難な(公費で賄えない)出費があり、これらは民間に科派される。また貪欲な州県官は、差徭を名目として需索を行う。更に州県は紳士の抵抗を恐れて差徭を按地攤派(土地所有に比例した割り付け)せず、これを書役に委ねるので、不公平で恣意的な徴収がはびこる、という状況であった。そこで道光帝は直隸総督方受疇に、按地攤派導入の是非を調査させるとともに、差徭章程を制定して差徭徴発を明確化し、地方官の私派を厳禁しよう命じた。^④

漕糧陋規問題及び直隸差徭問題の共通点は、第一に実際の業務に必要な経費が足らず、これを幫費・差徭などの地方的徴収に求めざるを得なかったこと、第二にこれらの科派を名目に地方官や書役が私的徴収を行い、負担が人民へ雪だるま式に転嫁されたことである。それ故、陋規を整理するためには、地方行政のための必要経費を予算化し、恣意的科派の口実を与えないようにする必要がある。しかし財政が逼迫し、養廉や公費の形で経費を支給することができない状況の下で、一方的に陋規を禁止することは実際には不可能であった。道光帝も革除すべき陋規と存続させる陋規とを区別し、前者のみ廃止するよう命令したのであるが、本来不正規徴収である陋規を必要・不必要に分別することは困難であり、徒らに混乱を招くだけに終わる。朝廷では、改革を推進する道光帝及び軍機大臣・戸部尚書英和に対し、慎重論を唱える両江総督孫玉庭らの攻勢が次第に強まっていった。

陋規整理に対する反論は、九月甲子の最初の論旨直後から、吏部侍郎湯金釗・礼部侍郎汪廷珍・翰林院侍講陳官俊ら中

中央官僚によって唱えられていたが、九月己巳の二度目の諭旨以降も、直隸総督方受疇・四川総督蔣攸銛らが相次いで政策の非現実性を訴え、性急な改革に反対していた。更に二月乙未、慎重派の中心人物である孫玉庭が、本来禁止されている陋規を国家が公認することの是非と、些末な陋規公定化の煩瑣なるを指摘し、陋規清查による地方行政の混乱を危惧する上奏を行った。これに屈した帝は即日改革の中止を宣言し、英和を譴責することで混乱の收拾を図った。英和は軍機大臣の職を解かれ、孫玉庭ら反対派官僚は翌日議叙（論功行賞）された。こうして陋規整理は、僅か三か月であっけなく幕を閉じたのである。

但し、孫玉庭は陋規を放任した訳ではなかった。嘉慶二五年一月戊子の上諭によると、彼は江南漕運における幫費や陋規を即時全廃することが不可能であると述べ、運軍への幫費は漕糧一石につき銀四五錢に制限し、沿途での陋規は半分に限定せよと提案し、道光帝もこれを支持した。^⑥ また、漕運總督成齡・浙江巡撫陳若霖が、浙西の漕運事情は江南と同様に深刻であり、徐々に革除を行いたいと上奏したのに対し、道光帝は、漕運總督の手緩さを批判し、幫費を每石銀三四錢以内に抑さえ、沿途陋規も三四割以上を削減せよと命じた。^⑦ 漕運については、陋規を清查しない代わり、その部分的禁止を実施することで折り合いが付いたようである。

しかし勿論、財政的支持のない一方的禁止だけでは陋規需索は止まない。夙に英和は、各省の地方公務のための費用は正項（正額錢糧）或いは耗羨（附加徴収）から支出すべきであるのに、近年では州県への捐攤に依存している状況を憂慮し、以後督撫が州県へ支給すべき養廉を捐輸として控除する場合には、中央に申告させ年末に報告させるよう進言し、道光帝の支持を得ていたが、この案は彼の失脚により沙汰止みとなった。孫玉庭は陋規需索の元凶である養廉控除など地方行政経費の問題は議論せず、陋規の数量的制限を唱えたに過ぎない。このような弥縫的政策では陋規の整理はできない。

早くも道光元年（一八二一）六月、戸部侍郎姚文田は、漕運において州県の浮収や運軍の勒索、沿途の陋規が改善されていないと報告し、運軍への津貼（補助）の増加を求めた。^⑧ 同年九月には、孫玉庭自身が、江蘇各属の養廉はほぼ全額省

に控除され、州県の行政経費が工面できないと上奏するに到っている。^⑩このように江浙の漕運陋規改革は、結局頓挫したのである。

地方行政経費の欠乏に起因する陋規需索の激化は、直隸と江浙に限らず全国各地で看取され、地域ごとに特有の対策が立てられていた。例えば江蘇南部では、嘉慶以降路斃浮屍（水陸の行き倒れ死体）が発生した際に、刑書・件作・地保らが殺人事件に発展させると脅迫して地元の有産層より金品を勒索することが日常化していた。そこで嘉慶中頃、蘇州府長洲縣澣墅鎮で紳士韓是升らにより一善公堂が設置され、堂より検死・埋葬費用を支給した。その後この新型善堂は、江蘇布政使巴哈布・毓岱の支持を得て広範に普及した。^⑪

また、貴州省貴陽府貴筑県では、知県が軍餉輸送や犯人護送など各種の差務を執行するため、差役より毎年二千余両の「差費」を饋送させ、一方差役は詞訟案件に付け込んで（裁判に伴う法外な各種手数料を）民間より需索していた。この償行は道光一八年（一八三八）巡撫賀長齡により革除され、今後は知県が必要経費を自前で調達するようにした。^⑫彼はまた、全省に対して、裁判事務及び命案相驗（検死）に便乗した衙役の需索を禁止しよう通達している。^⑬但し、彼は州県を財政面から支える政策は実施していない。

この他、河南省河南府鞏県でも、差務の増加に伴い書差や郷保の需索が激化したため、嘉慶一六年（一八一二）知府が紳士と協議して章程を制定し、県域内に「五路公局」を設置し、紳士を公挙して差務支辨業務を代行させていた。^⑭鞏県の施策は、同じく差務に苦しんだ四川省の公局設置と類似している。^⑮

このように、差務苛派・陋規需索激化は全国的現象であったが、道光初頭特に問題が顕在化していたのは、既述の如く直隸であった。直隸では蔣雲寛の上奏以降も差徭苛派は止まず、道光元年には広平府永年県民郭万清が戸書の錢糧浮収と兵書の差役私派を上訴していた。^⑯そして道光二年正月乙卯、直隸布政使屠之申が差徭改革を提議し、これを契機として本格的な差徭論争が開始された。

屠之申は先ず「直省は畿輔の重地為れば、差務殷繁なり。立法の初、徭役較多なるに因り、故に正賦独り他省より輕し。而るに賦に常經有れど、徭に定額無くれば、日久しくして弊生じ、遂に派差の名色、枚挙に勝えず、挾制の控案、幾ど虚日無きに至る」と概述した後、州県は養廉を控除されるため国家の求める差徭及び各種地方公事の經費を支辦できず、勢い民間に攤派せざるを得ないが、これに便乗して書役や郷保が需索する実態を明らかにし、改革案として、①差徭の按畝攤派、②公費の設定、③陋規需索・規礼饋送禁止の三項目を提起した。具体的には、①直隸の民地約六〇万頃に対し、每畝銀一分の差徭銀を攤派し、年間六〇余万兩を確保する、②この内一八万兩を布政使を通して（本来の差徭である）春秋兩差に支出する他、四〇万兩を總督・布按兩司・道府州県の公費とし、地方公事の必要經費の大小及び塩商・典当からの雜稅・陋規収入の多寡を勘案して配分する。残余は飢饉への備えとする、③公費を支給したからには、省は捐輸の攤派や規礼の收受を行ってはならず、州県も差徭に名を借りた需索を裁革せよ、という内容である。^⑧

屠之申の改革案で注目すべき点は、規礼饋送禁止の代替策として省からの公費支給を措定したことである。この意味については後述する。ここでは、支給基準の一つとして塩商や典当からの雜稅・陋規収入の多寡が挙げられていることに注意を喚起しよう。当時既に養廉は大半が控除され、地方公事のための經費は専ら規礼に依存していたが、一部の地方官は、塩商や典当など特許商人からの収入が少なからずあったらしい。そして反対論者もこの点を突いてきた。

屠之申の改革論に対して直ちに慎重論を展開したのは直隸總督顔検である。彼は「東南は則ち賦重く而して役輕し。西北は則ち賦輕く而して役重し」と述べ、華北の差徭問題を深刻に受け止めているが、按畝攤派（畝数に応じた割り当）方式の導入には反対する。その理由を彼は次のように語っている。

查するに直隸通省、地畝を按じて差を出だす者有り、驟馬を按じて差を出だす者有り、行戸を按じて差を出だす者有り、名色各おの相い同じならざれば、行差即ち画一し難し。今比べて而して之を同じくし、専ら地畝より攤派せんと欲す。是れ逐末者は差輕く、務農者は差重し。此れ行う可からざる也。^⑨

即ち、現在直隸の差徭は土地・騾馬・牙行に対して割り付けられているが、これを按畝攤派に統一すると、(牙行など)商人の負担が軽くなり、農民の負担が重くなる。それ故土地に対する割り付けは、結果的に正賦(錢糧)を増加させることになり、差徭改革は断じて実施すべきではないという主張である。

顔検の議論は屠之申とは対蹠的であるが、両者とも商業からの不正規徴収の存在を認めている点では共通している。当時塩商には莫大な塩規が半ば公然と割り付けられていたし、牙税・当税は雑税に区分され、正規税額は徴細であったものの、水面下では巨額の捐税を徴収されていた^②。そして大運河流通の一翼を担う直隸では、これら商業部門からの収入は地方行政に大きな役割を果たしていたのであり、改革派も慎重派もその存在を念頭に置いて議論を展開している。両者の相違点は、屠之申がこれら商業からの徴収の存続を前提に按畝攤派を実施しようとしたのに対し、顔検が按畝攤派への移行により商業からの徴収が減少し、その結果として農業部門の負担が増大すると危惧していることである。

ところで、改革派にはもう一人張杰という論客がおり、彼は「均徭文」・「均役弁」・「論差徭書」と題された三編の文章を著している^③。その中で彼は、蔣雲寛の現状認識に則して屠之申の改革案を提起しており、両者の議論をほぼ踏襲していると言える。具体的に見れば、「均徭文」では按畝攤派により均徭銀七〇万両を徴収し、内二〇万両を大差に支辨すべきことが、「均役弁」では各級衙門に均徭銀の一部を津貼して、州県の陋規需索や上級衙門の養廉控除を禁止すべきことが、「論差徭書」では直隸における差徭の弊害が、それぞれ詳細に述べられている。

但し「論差徭書」には蔣雲寛の上奏に見られない固有の意見もある。彼は直隸差徭の現状分析を記した後で、次のように語る。

これまで陋規の需索は公認されていなかったが、州県は口実を設けて需索していた。今では論旨を明奉し、錢糧の平余・雑税の存剩・行戸の津貼・塩当の規礼は悉く徴収が許された。これらは地方公事の執行に十分足り、どうして更に口実を設け需索する必要があろうか。しかし恐らく州県は陋規徴収公認の論旨に便乗し、雑差を名目とした不正規徴収を陋規と混同させ、勢い必ず大つ

らに誅求を恣にするであろう。しかし愚民は無知で、何れが雑差で何れが陋規かを区別できず、唯々諾々と官命に従い、敢えて誰何しないので、貧民は益々生活に苦勞することになる。そこで州県が民間に科派している各種の雑差は、現段階で悉く革除淨尽すべきであり、僅かも需索の萌芽を残してはならない。^③

ここで彼が「平余・存剩・津貼・規礼などの各種陋規は論旨により徴収が公認された」と言うのは、恐らく嘉慶二五年一月乙未の陋規清查中止宣言を示すのであろう。陋規の清查をしないということは、事実上陋規を公認することに等しい。陋規整理の失敗は、逆に陋規徴収を咎めないという判例を作ってしまった。これに勢いを得た直隸各州県が、差徭に便乗して白昼堂々と不正規徴収を行うことを恐れた張杰は、陋規需索の口実を与えないためにも、差徭を徹底的に整理しなくてはならないと訴えたのである。

陋規整理政策の失敗がもたらした陋規の既成事実化は、張杰のような改革派に危機感をもたらししたが、慎重派には追い風となった。道光二年、袁銑は「按畝攤派を実施しても、州県は差徭銀の徴収に仮託した新たな附加的徴収を行うから、これは加賦を招く。一方財政的余裕のない州県官に差徭を支辨させる限り、減差など到底不可能である」と上奏し、顔検の慎重論への支持を表明した。差徭を明文化し準公的税制システムに組み込んでも、結局州県がそれを口実に新たな陋規を需索するであろうという悲觀的見通しは顔検と共通するが、道光帝の陋規清查中止により陋規が事実上公認されたと見做すと顔検の「按畝攤派により商業部門からの陋規徴収が減少する」という説は成立しなくなるので、袁銑はこの問題を回避している。

ここで両者の論点を整理しよう。先ず蔣雲寬・屠之申・張杰ら改革派は、国家が要求する本来の差徭より、差徭に付随した雑差・陋規などの地方的徴収の整理を主目的としている。その方法として、①煩瑣で不明瞭な徴収形態を按畝攤派に統一すること、②差徭銀の三分の二を公費として地方官に支給し、地方行政経費に充てさせること、などが検討されている。このように、安定した収入源を保障し、その一部を省から公費として分配することにより、陋規需索・規礼饋送体系

の必要性をなくすという発想は、同治・光緒年間の財政改革を先取りする斬新さを有していると思われる。

次に顔検・衷銃ら慎重派は、地方的徴収の整理には消極的で、むしろ差徭の定額化が新たな浮収を惹起すると警告する。彼らは改革の困難性を強調するだけで、財政構造の欠陥を改善する何らの方策も持ち合わせていない。但し、公費を設定しても浮収が止むという保証は何もないという悲観論は、鈴木中正の言う官僚の私欲追求傾向を考慮すると、一定の説得力があっただろう。総じて、改革派が財政システムの手直しによる民衆の負担減を目論んだのに対し、慎重派はそれが却って負担増に繋がるかと危惧し、現状維持を唱えたのである。

そして直隸差徭論争は、道光二年閏三月庚子の顔検の上奏を支持する論旨により、慎重派の勝利に帰した。尤も地方的徴収の整理計画は既に嘉慶二五年一二月に頓挫しており、直隸差徭改革だけが実現される見込みはなかっただろう。但し改革派も慎重派も、差徭を名目とした地方的徴収の相当部分が塩商・典当・牙行など商業部門に対する科派によって賄われていたことは否定しなかった。商業部門からの陋規について、改革派はそれを公費を補完する財源と位置付け、慎重派は按敵攤派への統一がそれを否定すると危機感を煽った。そして次章で考察するように、直隸における商業部門からの正規収入の大いさが、結果的に財政改革（差徭改革を含め）の必要性を減じていたのである。

さて、差徭改革の挫折により、直隸ではその後も差徭問題が相次いで発生した。先ず道光六年（一八二六）七月二四日、直隸総督那彥成は「直隸では元々差務が重いため白役即ち定額外の私設衙役を置いているが、彼らには手当てが支給されないもので、差徭の免除で代替している。これに付け込み、勝手に衙役に充当して差徭を忌避しようと図る者が多い。そこで布按両司と協議し、書役を司道府庁衙門は五〇名、州県衙門は八〇名、教官佐雜衙門は二〇名に制限することを請う」と上奏し、裁可された。^② 額外書役の存在は何も直隸に限った現象ではないが、直隸では差徭の忌避に利用されるため、特に取締りを強化して負担の均等化に努めたのであろう。

続いて道光七年一二月、給事中托明が京師西北一帯における州県差役の差徭に仮託した需索を取り上げ、特に宣化府懷

来県南山村では、月柴・月炭・豆石及び県署が必要する果物等の錢を科派していると糾弾し、その禁止を奏請した。道光帝は吏部尚書盧蔭溥・順天府尹何凌漢・直隸巡撫護直隸総督屠之申らに実態を調査させ、額外の差徭科派を一切禁止せよと命じた^②。

これを受けて、道光八年正月屠之申は州県の差役が差徭を口実として苛派することを厳禁せんと上奏し、帝もこれを支持した^③。屠之申に再び差徭改革の機会が巡ってきたかのように思われた。しかし三月、実態糾明のため懷来県に派遣されていた礼部尚書湯金釗は「該村の郷民に訊ねたところ、柴炭等の供出は皆旧規であり、当県が新たに科派したものである」と報告し、深刻な陋規需索はないと反論した。これに対し、帝は又もや湯らの慎重論に屈し、托明の上奏を誤りとするが、当人は処罰しないと裁定した。但し帝は「当県が現在支辨している差徭は、旧来の章程に従い代金を支払って採買しているが、書差が定価以下で強制的に買い付けており、また果物については全く代価を払っておらず、共に禁令を犯している」と述べ、県当局による果物の徵発と典史による私的な柴炭・果品需索については禁止を命じ、書差の監督を怠った知県と当該典史を処分した^④。結局帝は、末端の地方官を蜥蜴の尻尾の如く切り捨てて問題を收拾しただけで、差徭に仮託した陋規需索を改革することはできなかった。

だが、托明以後も差徭改革を望む声は途絶えなかった。道光一一年二月には、御史周作楫が直隸差徭の弊害とその革除を奏請した^⑤。彼によれば、直隸差徭の弊害は大別すると郷保の浮派と書差の勒索である。前者は、差役と民衆との間に立って差徭供応などの調整役を果たすべき郷保が、差徭に便乗して各戸より需索することであり、後者は、書差が差徭のために提供された車馬を没収したり、規錢と称する陋規を需索したりすることである。続いて道光一二年正月には、御史那瑪善が順天府における差徭に付随した需索の存在とその革除を奏請した^⑥。彼の報告によれば、近年州県では定額外に差徭を加倍雇覓（割り増し徴発）し、差役が応差を忌避する者から賄賂を需索していた。更に道光一六年二月には、御史朱成烈の上奏に應える形で、道光帝が直隸総督琦善に対し各種差徭に便乗した書役・郷保の陋規需索を革除するよう咛諭した^⑦。

この他、道光二〇年一月には、御史方超が直隸における差徭苛派の深刻化を憂うる上奏を行い、帝は直隸総督に調査を命じた^③。また道光二二年九月には、御史佩瑋が書吏による差徭に藉口した客商からの車輛の徴発を告発し、この弊は直隸・山西で最もひどいと指摘している^④。

一方、浮収革除と並行して規礼饋送問題も議論の対象となった。道光一一年一月上諭によると、蔣兆璠が清河道道員徐寅第による多額の規礼收受を直隸総督琦善に告発し、この事を琦善が上奏した。道光帝は刑部侍郎特登額を派遣し、実態を究明させたが、蔣兆璠の他にも規礼を要求されている州県官は多いだろうと憂慮している^⑤。翌道光一二年一二月には徐宝善より「従来道府の行政経費は養廉より支出していたが、近年では大半が省に控除されるので、勢い州県からの規礼饋送に依存せざるを得ない。最近直隸では、道府は幕友の人件費も州県に負担させている」との上奏があり、帝も「昨年蔣兆璠の告発以来、各省の督撫に規礼收受を厳禁させたのは、州県が規礼捻出のため小民への苛斂誅求を加えることを慮つての事である」と答え、直隸総督琦善に道府幕友の人件費問題を調査させている^⑥。ところが道光一三年正月の上諭によれば、琦善は「道府が幕友への謝金を養廉の控除によって調達した事実はない。徐寅第に規礼を饋送したのは蔣兆璠だけで、その他の州県では行っていない」と回答し、規礼饋送慣行の存在を全面的に否定した^⑦。かくして規礼饋送問題も差徭陋規問題と同様、闇へと葬り去られてしまった。その後道光一九年、江西省広信府や河南省の規礼饋送を弾劾する上奏がなされたが、何れも成功しなかった。

このように、道光初以降も陋規需索・規礼饋送改革への試みは続けられたが、常に慎重派の抵抗に遭って挫折した。対象地域がほぼ直隸に限定されたのは、差徭が直隸だけの問題だったからではなく、むしろ改革派の多くが京官だったので、身近な事例として取り上げ易かったからであろう。これに対し外省督撫の大半は慎重派であり、自ら収入源を断つような地方的徴収の改革には乗り気でなかった。そして概ねアヘン戦争が勃発した道光二〇年（一八四〇）を境として、差徭や規礼に関する議論は、実録から姿を消す。太平天国の鎮圧以降、財政改革は今度は洋務派督撫層によって積極的に推進され

るようになるが、直隸はこの動きに乗り遅れた。

直隸の差徭をモデルケースとして論ぜられた道光期の財政整理案はこうして終焉するのであるが、それでは何故直隸では同治・光緒期の洋務派による本格的な財政改革の流れに取り残されたのであろうか。私は先に、商業からの陋規収入の存在が改革の必要性を減じたことと示唆した。次章ではこの問題を山東と比較しながら検討しよう。

① 『宣宗実録』嘉慶二五年九月甲子、諭内閣

至府州州縣。養廉祇此定額。而差務之費。捐攤之款。日益加增。往有全行坐扣。祿入毫無者。雖在潔清自好之吏。一經履任。公事叢集。難為無米之炊。勢不得不取給陋規。以資挹注。……惟各省情形不同。著該督撫督率藩司。將所屬陋規。逐一清查。應存者存。應革者革。

② 同右、嘉慶二五年九月己巳、諭内閣。

③ 同右、嘉慶二五年一〇月癸未、諭内閣

漕務積弊。首在浮收。而州縣之浮收。則以津貼旗丁經費為詞。旗丁之勒索。又以沿途需費及漕運各衙門規札為詞。今欲革除浮收。必先禁止需費。需費既禁。則不能不講恤丁之法。

④ 同右、嘉慶二五年一月乙卯、諭軍機大臣等

直隸差使費用。名目不一。有難以報銷而必須使用者。如遇皇差。一切稱道工程車馬支應等項。雖有經費。不敷支銷。責令民間供應。……於是州縣之貧劣者。藉詞加倍派斂。州縣又畏紳士之挾制。不敢按地均派。但令晝役向里民暗中調撥。於是吏胥之刁惡者。藉詞任意科斂。又倍於州縣之數。……著力受賄。查明每年辦理差務。是否旗民紳士。一体按款均派。抑竟係富紳胥役。悉行寬免。偏累里民。各府州縣情形。或同或異。訪察明確。應如何裁減限制。妥定章程。拋奏明辦理。

⑤ 同右、嘉慶二五年二月乙未、諭内閣、同右、嘉慶二五年二月丙

申、諭内閣。以上の経緯については、前掲、鈴木、二四八〜二四九頁に詳しい。

⑥ 同右、嘉慶二五年二月戊子、諭軍機大臣等。

⑦ 同右、道光元年正月庚午、諭軍機大臣等。

⑧ 同右、嘉慶二五年一月戊午、諭内閣。

⑨ 同右、道光元年六月丁酉、諭軍機大臣等。

⑩ 同右、道光元年九月辛亥、又諭。

⑪ 前掲、拙稿「清代後期江浙の財政改革と善堂」。

⑫ 『賀長齡『耐菴奏議存稿』卷四、「革除貴筑州差役片」(道光一八年二月二日)

再省城貴筑州。向有二門差役。凡解送餉輸人犯。及一切差使之費。皆取給於該役。每年不下二千余金。該役等費無所出。輒藉詞訟案件。詐嚇鄉愚百姓。除支應差使外。且將藉以自肥。故其取於民者。往往倍於二千余金之數。或更過之。官因缺苦。不得不藉此以供差費。雖明知其害。而不能除。臣到黔後。訪知此弊。面諭該前州李秀堯。將此項差役。全行裁汰。所需差費。悉由該州給發。官雖不免苦累。而民之所省實多。

⑬ 『賀長齡『耐菴公牘存稿』卷二、「飭禁差役殃民劄」、「飭除蠹役積弊劄」。

⑭ 賈臻『退庵公牘文字』卷一、「甯民省控差務車馬案判」

查鞏州地當孔道。差務絡繹。需用車馬。因本處並無車行。嚮保借貸

民力。嘉慶十六年間。因書差鄉保。舞弊濫派。經前府齊立定規條。出示曉諭。並由縣邀集紳士。妥議章程。於縣城內。分設五路公局。公季老成殷實紳民。挨次輪流。照料開列名單。呈果硃標。遇有公務需要車馬。由局承應。不假書差鄉保之手。

⑮ 前揭、拙稿「清代後期四川における財政改革と公局」。

⑯ 『宣宗實錄』道光元年五月庚午、論軍機大臣等。

⑰ 同右、道光二年正月乙卯、直隸布政使屠之申奏。原文は、『皇朝經世文編』卷三三、戶政、賦役五に「敬籌直隸減差均徭疏」として収録。

⑱ 「敬籌直隸減差均徭疏」直省內地共六十餘萬頃。每畝攤銀一分。歲可得銀六十餘萬兩。……以銀十八萬兩。由藩司分交委員經理。儘可足資用度。以四十萬。作為院司道府州縣辦公之用。分別衙門大小。衝僻繁簡。核實檢當。糶稅陋規。酌捐銀數多寡。即奏定彙規。立以限制。不許任意浮銷。余銀留備荒歉。……辦公既已足用。上司即不得再令攤捐。收受規札。而州縣一切派差名色。出示遍諭鄉民。永遠裁革。

⑲ 『宣宗實錄』道光二年閏三月庚子、諭內閣。原文は、『皇朝經世文編』卷三三、戶政、賦役五に「覆議減差均徭利弊疏」として収録。

⑳ 「覆議減差均徭利弊疏」。

㉑ 佐伯富「中國塩政史の研究」法律文化社、一九八七年、六六七～六七頁。

㉒ 拙稿「清代江南の牙行」『東洋學報』七四卷一・二号、一九九三年。

㉓ 何れも『皇朝經世文編』卷三三、戶政、賦役五に収録。

㉔ 「論差徭書」

從前陋規未准明取。州縣猶得藉口。今則明奉諭旨。凡錢糧之平余。雜稅之存剩。行戶之課貼。塩當之規札。悉准取用。是儘足辦公。尚何所借口乎。且恐州縣藉有明取陋規之旨。將雜差影射。混作陋規。勢必明目張胆。愈肆誅求。而愚民無知。孰能辨白何者為雜差。何者

為陋規。予取予求。莫敢誰何。而窮民益不聊生矣。是州縣派取民間各項雜差。於此時尤當革除淨尽。不可稍留萌芽者也。

㉕ 『皇朝道咸同光奏議』卷二七下、戶政、賦役、袁統「革弊從權恐滋流弊疏」。

㉖ 那彥成「那文毅公奏議」卷七二、「請禁私役」。

㉗ 『宣宗實錄』道光七年二月壬辰、諭內閣。

給事中托明奏。……京師西北一帶。州縣差役。藉官倚勢。除心派差徭外。每年額外勒索。盈千累萬之多。其宣化府之懷來縣南山村八處。更有添派月柴。月炭。豆石。及異署需用果品等項錢文。按月苛斂。致窮黎日不聊生。……著盧蔭溥。何凌漢。屠之申。嚴飭所屬道府。認真詳察。如有前項弊端。立即查明懲辦。徧行出示曉諭。除例辦差徭外。一切悉行裁革。不得稍有派累。以杜積弊。而恤民隱。

㉘ 同右、道光八年正月庚午、護直隸總督屠之申奏。

㉙ 同右、道光八年三月乙卯、諭內閣。

㉚ 同右、道光十一年二月甲申、論軍機大臣等。

御史周作楨奏。直隸差徭受累。請飭查禁一摺。摺稱直隸州縣派差之弊。一累於鄉保之浮派。每於差使過境。先行出票勒索各戶車馬。十倍於差事之用。……一累於書差之勒索。當各戶派出車馬之後。一經輸納。差事既竣。即作官物。不准傾回。而於自備車馬繳送到官。書差勒索規錢。刁難更甚。

㉛ 同右、道光十二年正月庚午、諭內閣。

又州縣飭役雇車。每於足數之外。加倍雇賃。內有不願前往者。賄求差役縱放。該役等藉以飽其慾望。

㉜ 同右、道光一六年二月庚午、諭內閣。

准各項差使。一經出票伝差。假手吏役鄉保。科派侵吞。種種滋弊。不可不嚴行飭禁。著琦善嚴飭所屬地方官。遇有差使。務當先期明示曉諭。概不准縱吏役之手。以致重刑剝削。不均不平。

③③ 同右、道光二〇年二月乙卯、論内閣。

③④ 同右、道光二二年九月丙寅、論内閣。

③⑤ 同右、道光二二年二月庚午、又論。

③⑥ 同右、道光二二年二月乙卯、論軍機大臣等

有人奏。向來道府辦公。惟資養廉。各省攤扣較多。支領無幾。不得

不取給於陋規。……近來道府所延幕友。令州縣公出脩脯。直隸即如

此辦理等語。上年因蔣兆璠稟許一案。降旨令各督撫。嚴禁陋規。原

二 差徭・陋規の徵收形態

(1) 直隸省

道光期には中央で論争の対象となっていた直隸差徭も、地方志にはあまり登場しない。但し、差徭及びそれに付随した陋規は民国初まで存続した。『中国農村慣行調査』によると、旧正定府欒城縣北柴村における聞き取りでは「大車と草を差という、馬糧としての草を国府に大車で納めさせた。これを差徭と言った」が「民国六年以後なくなった」と語られており、駅站が必要する車馬の供出という国家的差徭の残存が確認できる。その一方、旧永平府昌黎縣侯家營での聞き取りでは、清代の雑差について「当時県には警察に当る三班六房があり、その俸給はこれによって払った」、「二月と八月に納めた」、「(毎年の額は)きまっていない。多い時も少ない時もある」、「(額は)県の紳士がきめていた。県に事がある場合に集めて相談した。この額も紳士と県長が相談した」と語られているように、本来の差徭とは別に地方的徵收としての雑差が存在し、これらは衙役の俸給支辦などを目的とし、知県が紳士と協議して毎年徵收額を決定していたらしい。そして地方志に見られる「差徭」は、後者即ち地方的徵收を指している。

順天府について二三の例を挙げよう。乾隆『三河縣志』卷五、賦役、には「國家の頼む所の者は惟財賦のみ。地方の重んずる所の者は惟差徭のみ」とあり、差徭は地方行政のための財源として、國家財政と明確に對置されていた。また民国

以該州縣豈能自出己資。無非腰削小民。以為逢迎之計。若如所奏。

直隸道府延請幕友。俱係州縣公出脩脯。是否突有其事。如此變易名目。豈即能免屈員計告之端。著琦善。將該省現在如何辦理。確實查明。拋奏具奏。

③⑦ 同右、道光一三年正月乙未、又論。

③⑧ 同右、道光一九年一〇月丁亥、又論、同右、道光一十九年二月甲戌、

又論。

『葡県志』には「旧志には徭役の記載が無く、徭役が存在しなかったように見えるが、光緒年間にも氷・炭・果物・泥工・鉄工・石工・厨工などの名目で徭費が賦課されていた」とあり、地方衙門が必要とする物品や役務の調達を名目として差徭銭が科派されていた。この他民国『霸県志』によると、雍正初の地丁併徴以後も同県には「望船」と「貢鴨」の二種類の差務が残存し、県の郷紳が「的款」と呼ばれる基金を運用し、その利息で差務を支辨していた。^④

差徭は按畝攤派されず、村庄単位に攤派（割り付け）されていた。保定府属民国『完県新志』によると、差徭とは清代県衙門が徴収していた官柴・官草・官馬の折価（貨幣での代納）のことであり、民国以降も村庄単位で科派されていたとある。^⑤ 同府民国『新城県志』も、差徭は「村庄の大小を按照して酌量分配するに係わる」と記す。また、同府民国『雄県新志』によると、清代本県の差徭は号草・号豆・土坏・麦糠など九項目に分かれ、均しく各村に攤派されていたとあり、正定府属民国『統修藁城県志』にも「差徭は村庄の大小を按じて攤派す」とある。このように州県衙門は村を単位として差徭の総額を割り当てるに止め、各戸の負担額は民間で相互に調整させていたものと思われる。村から糧戸への差徭の割り付け方法については、地方志には記述がないが、順天府宝坻県を中心とした地方檔案である『順天府檔案』（『宝坻県檔案』）によると、青苗会のような村落の自発的組織が割り付けや徴収に関わっていたらしい。^⑥

但し、差徭の全てが村落に科派されていたのではない。前章で見たように、商品流通が比較的発達した地域では流通業者からの徴収も存在した。天津府属塩山県の地方志、民国『塩山新志』によりこの事実を確認しよう。

同書によると「直隸の差徭は、清初以来人民の苦累であったが、塩山だけは輕徴であった」らしい。その理由は、康熙九年（一六七〇）、知県黃貞麟が雜差十項目を革除し、また郷紳劉沢霖が退官後、私費約四七〇両を拠出して「土貢」を肩代わりしたからだとされる。黃・劉の改革後、塩山の差徭重負担は殆ど解消した。^⑦ こうして本来の差徭は整理されたが、一方「此の後陋規が次第に増加し、負担は却って他県より重くなった」のである。この現象は、恐らく一九世紀以降深刻化したのだろう。但し、塩山の陋規は「大抵官が其の七八を得、吏が其の三四を染む。然るに皆之を牙儉・胥役の徒より

出だし、而して民此れに与らず。亦他県の希^が所也」と記されているように、糧戸・村莊から直接徴収していたのではなく、牙儉即ち仲介業者や書吏・衙役によって支辦されていた。^①前者は牙帖捐など仲介業者の營業税の類であろう。後者は書吏・衙役などが需索する手数料・付加税の類であろう。書役による陋規需索は一九世紀中国全土で深刻な問題となっており、他の州県がこの方式を希求したとは思えないが、牙儉からの營業税徴収は地方志では他に類例を見ず、各州県の注目を浴びていたことは想像に難くない。塩山県は大運河とは直接連絡していないが、天津や山東省北部と近接しており、定期市での交易活動は活発であったのだろう。なお、民国以降既に廃止されていた「差徭」や「官価採買」が復活したが、塩山では軽微であったようである。^②官価採買とは国家が若干の対価を支給して必需物資を調達する制度であり、牙儉との関係が強い徴収形態である。

さて清代塩山では、他の州県と同様差徭本体より陋規が負担となっていたが、この他「例外雑差」と呼ばれる差徭があった。例外雑差は差徭の支辦に名を借りた地方的徴収であり、「煤車」・「棘麦」・「協濟馬」に分類された。煤車とは知県の薪炭費で、着任時に饋送する正規と年毎に饋送する歳規とに分別され、牲畜の多寡に応じて攤派される。棘麦とは監獄の維持経費で、戸毎に攤派される。両者は何れも郷地（地保）が徴収していた。^③一方、協濟馬は同治七年（一八六八）に新設され、知県交替における交通費支給を目的とし、四鎮の家畜経紀に攤派されていた。^④このように塩山では例外雑差の一部も、流通業者の負担に依存していたのである。

民国期には、塩山の陋規は市集の牙儉（経紀）が納める「牙規」（年額京錢二二七千文・知県赴任の際に牙儉より徴収する「到任規」（年額京錢二九二八千文）・舖書（代書人）が納める「胥規」（年額京錢一三一千文）に整理された。この三項は光緒中葉以降急速に増大したと言われている。^⑤流通への課税は一定の合理性を有していただろうが、牙儉からの規費の需索は、一般民衆へ転嫁される危険性も孕んでいた。^⑥

流通部門からの地方行政経費の徴収は、民国以降更に増大し、州県財源から省財源へと昇格する。例えば、順天府属民

国『順義県志』によると、民国期には牙帖税は省財政に組み込まれ、歳入の大宗を占めていたと言われる¹⁵。また、同府属民国『香河県志』にも、近年牙税収入が急激に増加しているとの報告がある¹⁷。因みに塩山県では、光緒以前布政司へ提解（送金）すべき定額は牙帖二張・牙税八両であり、この他県が約六〇〇両の捐銀を市會より徴収していたが、光緒末には捐輸も省財政に吸収され、宣統二年の調査に拠ると県は布政司に五三五兩を上納している¹⁸。

この他、保定府属民国『雄県新志』にも「本県の牙行・經紀は、これまで定数が無く、知県より牙帖や腰牌（鑑札）を頒給されて營業し、概ね卯規（陋規の一種）や徭役を課されていた。清末あらゆる牙税は、斗行・煙行・鮮菜行・麻行・油行・牲畜行・菜行・估衣行・柿子柿餅行・花行・布行・猪口行・銀行・醬行・木行・串子行・灰煤行・大米行・糠升行・雜項行に分別され、牙行税率は三%と定められた¹⁹」とあり、やはり清末に牙行税の徴収が本格化したことを示す。但し同書は、清末までの牙行・經紀からの陋規徴収については否定している。清代雄県で流通からの地方的徴収が全く無かったとは信じ難いが、地域的に見ると、長城以北一帯及び長城以南の保定府や正定府など西部諸府州では、商業が相対的に未発達で、流通への依存度は低かったのかもしれない。逆に依存度の高かった地域は、北京・天津二大都市と大運河を擁する順天府・天津府・河間府及び省最南部の順徳・広平・大名三府、趙州・冀州二直隸州であったものと思われる。

先ず順天・天津兩府については、既述の如く清末より牙行・經紀からの徴収が急増していたが、史料をもう一点追加しよう。天津府属民国『青県志』によると、民国期同県の地方行政経費は牙行・經紀からの捐税・借款と村単位で農民に攤派される陋規によって賄われていた²⁰。また、同県の雜税には田房税・牲畜税・牙帖税があり、清末の新政施行以後急伸したとある²¹。流通業者への科派は、光緒新政を皮切りに増大したらしい。

次に河間府について。民国『交河県志』によると、清代より典當・甲長（保甲制の甲首）・牙行に対して規費（陋規）が賦課されており、民国期には典當・牙行の規費は公署の経費に充當されていた²²。また、民国『景県志』によると、当税・牙税などの雜税が民国以降急増したとある²³。

続いて冀州直隸州について。民国『冀県志』によると、民国四年（一九一五）牙税新章程制定以降、牙税収入が数十倍に著増したとあり、民国『南宮県志』にも、同様の記述がある。^{②③}但し、光緒以前の陋規科派の実態については不明である。趙州直隸州について。民国『高邑県志』によると、清代には牙税正税及び牙税贏余（付加税）を布政司に提解していたが、更に県が陋規を徴収していたとある。^{②④}光緒新政による牙行捐税などの省財政への組み入れ以降も、州県は牙行より陋規を徴収し続けたことが窺われる。

順徳・広平・大名三府については、民国『定県志』に「直隸の差徭は大名・順徳・広平三府で最も煩重である。定県は省南部に位置しているが、差徭は他県より軽い^⑤」と述べられているように、省内で差徭が最も重かった。また広平府属民国『威県志』によると、差徭は清末県衙門の陋規であり、号車・土坏・瓌茨・栽柳の名目で村単位に科派されていたが、これとは別に当規・旧牙税・牙行捐・棉花秤規・布店幫規・換馬規など商業・流通からの規費が存在したとある。^⑥

以上のように、直隸の差徭は省南部を重点として賦課されており、その内実は国家的差徭即ち駅車馬など中央政府が需要する本来の差徭より、差徭に藉口した地方的徴収即ち陋規中心であった。そして陋規の多くは、牙儉などの流通業者によって負担されていた。地方行政経費の多くを流通部門からの徴収に依存することにより、直隸省当局は光緒新政まで抜本的な差徭改革を回避し得たと見えよう。しかし、州県レベルでは部分的な改革が試みられた所もある。

清朝中央で差徭整理が議論されていた道光一二年（一八三二）、正定府藁城県では知県沈巢生により雑差が定額化され、軍隊が必要とする物資は差徭銭によって採買することに改められた。^⑦咸豊元年（一八五二）一二月には、直隸総督訥爾經額により易州直隸州で差徭章程が制定され、減差が図られた。^⑧永平府灤州では、道光・咸豊年間より差徭の徴収が無制限になり、書吏・衙役による需索が農民を苦しめたが、同治一〇・一一年（一八七一・七二）知州游智開・朱靖旬により兵差の定額化が実施された。^⑨順天府良郷県では、光緒一〇年（一八八四）知県楊謙柄が経費銀二千兩を用いて官車局を設置し、騾馬四五頭・大車一三輛・轎車一三輛を購入して、差徭を支辨させた。^⑩また保定府望都県でも、光緒二十一年知県李兆珍が公

金三千兩を運用し、民間の差車費を補助する政策を打ち出している。^③ これら差徭改革の特徴は、第一に、実施地域が盛京への通路に当たたる永平府や山西への通路に沿う順天府・保定府・正定府・易州など、交通の要衝で本来の差徭が煩重な地域に限定されており、それと関連して第二に、改革の対象は本来の差徭が中心であり、そして第三に、道光初の改革派が提起した按畝攤派方式は採用されていないことである。

これとは対蹠的に、差徭よりも陋規の方が重く、その多くを流通課税に依拠していた省南部地域では、一部の州県で按畝攤派の実施が試みられた。例えば順徳府広宗県では、同治二年（一八六三）県民の差徭章程制定要求を受け、知県王賓が紳民と章程を審議し、車差・片柴差・社差・稽草の差徭（を名目とした陋規）を畝毎に制錢で攤派するよう改めた。^④ また大名府東明県でも、光緒八年知県張宗沂が章程を制定し、繁雑な差徭を按畝攤派に収斂し、錢糧と同時に徴収することとした。分配方法は、毎年千兩を省や府が県に攤派する各種捐輸提解（強制的寄付金上納）のために備蓄し、残余を県で使用した。この内八割を号草・馬匹・車輛など駅站が必要する本来の差徭支辦及び典史・巡檢への補助金に充当し、一割を書吏・衙役に支給した。^⑤ 更に趙州直隸州寧晋県でも、差徭は物納から貨幣納に変わっていたが、光緒三二年知県劉本清がこれを按畝攤派し、毎畝制錢三〇文を錢糧と同時に徴収した。

こうして道光期には実現を見なかった差徭（陋規）の定額錢納化と按畝攤派制度の実施は、清末省南部先進地域の一部で自発的に始まり、民国期に各地へ普及していった。旧直隸の地方志には、民国以降国家的差徭の消滅と陋規即ち地方的徴収の県財政への昇格、按畝攤派方式への変更を語る史料が多数散見される。但し、全省的な差徭改革は遂に実施されず、省レベルでの差徭章程も最後まで制定されなかった。

(2) 山東省

直隸と比較すると、山東では差徭についての記述がある地方志が格段に少なく、河南に到っては殆ど見られない。しか

し、山東には直隸には見られない地方的徴収が存在する。概して山東は、省西部を大運河が通っているため商品流通が活発であり、また華北諸省の中では木棉などの商品生産が最も盛んな地域であった。それ故差徭や陋規も、商品生産や商品流通に付随して徴収されることが多かったものと思われる。このことを数点の地方志史料によって確認しよう。

咸豐『濟寧直隸州志』卷三、賦役、雑税の項には、不正規徴収に関する興味深い文章が数点付記されている。一点は文末に呉樞『牧政録』所収と記された「雑差論」であり、内容より康熙三〇年代の知州の文章と推定される。もう一点は知州徐宗幹著「革小車行示」で、作者は道光一八年七月から二十一年二月まで知州に在任していた。

先ず「雑差論」を通して清初の地方的徴収を垣間見よう。冒頭で作者は「大運河沿線の州県には、丁銀の他、河夫の役が科せられていた。これは力役を徴収するが、やはり国家の要求する正差であり、これ以外に他の差徭は存在しない。しかし濟寧では、古くからの習慣として無名の差が甚だ多く、里民は擾累に堪え難い」と述べ、具体的に本州衙門の陋規として、門子・禁卒・燈夫・轎夫・庫子など衙役への給付や、新知州到任時の舖堂墳宅・修理衙門といった公邸・役所の維持経費の名前を列挙する。そしてそれらの科派は

一、^か応める公用の物、一つとして地方の行戸の承直有らざるは無し。曾て傘一柄を備うるに、牌甲の錢を派すること八十千文に至る者有り。一事此の如くんば、其の他知る可し。州由り之を推さば、則ち上下衙門、概ね知る可し矣。

という有様であった。丁銀及び国家的差徭の他、各種の地方的徴収が存在するという状況は、独り濟寧州のみの現象ではなかったようであるが、ここで注目されるのは、あらゆる公用物の調達は在地の牙行に当番制で請け負わせており、牌甲は牙行に対し不当に高額な差徭錢を科派していたことである。続けて作者は

更に笑う可き者は、某地方は是れ某衙の坐差、某工匠は是れ某衙門の占役にて、凡そ百工技芸の人、一として衙門に分認せざるは無し。此の衙門に答応する者は、彼の衙門即ち伝喚するを得ず。

と語り、衙役毎に差徭を科派する地方（繩張り）を占有し、衙門毎に差徭を請け負わせる職人を囲い込んでいる状況を、や

や自嘲的に紹介している。牙行だけでなく、農民や職人も陋規需索体系に編成されていたことがこの一文より窺われる。後半では、筆者が知州到任直後より、必需物資調達に際して代価を支給するなど、差徭改革に努めたことが記されているが、河道総督于成龍・董安国が総督衙門の修理と舖設の備辦（宴席などの設備を整えること）を行った時、費用が不足したので、これらを地方の舖戸に負担させた時には、止むを得ず指示に従ったとある。しかし筆者は、これらは沿河州県官が捐廉して公備すべきであり、民間に攤派するのは良くないと主張する。そして最後に

数年来、凡そ工匠夫役と一切の動用の物は、一絲一粒たりとも、俱に民間に照らし、工値の平価を給与し、厨火等夫も、亦自ら工食を給し、未だ嘗て自ら一人をも役せず、一草をも派取せず。

と断じ、地方行政の必需物資は官費で自己調達していると宣言している。

我々は「雑差論」より、一七世紀末の濟寧州では、地方的徴収が主として在地の牙行に科派されていたことを知り得た。商工業者が組織した同業組合に対する陋規の攤派は、明末清初の江南では「当官」と呼ばれていたが、山東省濟寧州の事もこれに近いものであると考えられる。但し江南の「当官」は、やがて牙帖捐に収斂されて行くが、濟寧州では吳知州の差徭改革にも関わらず、牙行への科派は続く。別の形で再度雑差の整理に挑戦したのが、道光期の知州徐宗幹であった。徐宗幹の「革小車行示」は、前半にて差徭の実態を次のように記す。

州属の通解人犯等差、絡繹として絶えざれば、小車行を設立し、隨時備備せずんば能わず、而して此の名目有り。則ち小車行、推運に遇有すれば、一切の貨物者、勢い必ず任意に扣留需索す。現在許成義等致訟して案有り。今該行を將て暫く革除を行なう。

即ち徐知州によると、犯人護送など本来の差務を支辨するため、州では小車行を設置して彼らに差徭を請け負わせていたが、彼らはその負担を民間貨物輸送の荷主に転嫁するので、訴訟が起こり、小車行は革除された。徐は続いて、今後車輛を雇用する場合には、知州が捐資して車価を支給すると約束している。そして後半では、麵行が小車行への津貼と偽って郷民より手数料を私抽していると述べ、差徭に便乗した不正行為を厳禁している。

なお、州志はこの文に続いて徐知州の「禁拿牛車示」・「船行示」を収録している。前者は差徭に仮託した車行の郷民からの牛車徴発を禁止し、後者は同じく差徭に仮託した船行の民間船隻からの陋規需索を禁止している。以上三編の告示文から我々は、各種行戸への差徭攤派と彼らの民間への負担転嫁が、道光期に到っても深刻な問題であり続けたことを読み取ることができる。しかし、一連の施策で陋規需索が止んだとは思えない。

続いて兗州府属光緒『嶧県志』の検討に移る。初めに本県の商品経済の状況を概見すれば、同書、卷七、物産の項に「乾隆・嘉慶の時代には大運河流通が発達し、本県産の麦豆・石炭も広く移出されていた。しかし道光・咸豊以降、漕運の廃止（海運への部分的移行）や釐金の新設により商業活動が衰退した」との記述があるように、^⑤一九世紀初頭まで同県では商品経済が活発であったことがとりあえず確認できる。

さて、同書、卷一三、雑税の項には、商人に対してではなく商品生産に対して陋規が賦課されたという、珍しい記録が存在する。県志は次のように語る。

県境出だす所の物産、税無く而して陋規有る者、炭窰より大なるは莫し。窰は古自り之有り。國朝以来尤も盛んなり。嘉道の間、民の炭を採る者、歳ごとに窰窰有り。窰炭に美悪數種有り。而して総じて分ちて二と為す。大なる者は、歳ごとに賃を納むること、府自り県に至るまで、約ね万金を費やす。小なる者も、歳ごとに亦數千金を須む。委員・差役の諸雜費は、焉に与らず。

即ち嶧県では石炭の産出が豊富であったが、清代同県の炭鋳には、税が無い代わりに重い陋規が賦課されていた。嘉慶・道光年間には、石炭の品質により二種類の陋規徴収体系に分かれ、府や県に毎年大は一万余両、小は数千兩の陋規を納付する外、別途に委員や差役の経費も負担させられていたのである。なお、本文は続いて「光緒初に知県米協麟・戴華藻が官有炭鋳を開いて北洋籌款に充当し、民間の炭鋳は規費の他、近年新たに布政司より石炭税を徴収されたので、商人の利益が益々減少し、県への陋規も大幅に減少した」と述べており、炭鋳は当県の有力な財源であったが、光緒期には国家や省当局がその利を奪ったようである。

石炭に次ぐ陋規の財源は酒であった。県志は続けて語る。

其の次酒酤より大なるは莫し。罈の酒、蘭陵の故風を以て有名なり。故に境内燒鍋頗る多く、百余家を下らず。而るに商名を以て司に上ず者は四家而已。其の余の諸家、各おの其の質の多寡を以て、費を県に納む。定額有り。簿尉諸官、皆給を焉に仰ぐ。近時庫款支縮するを以て、当道の者、計の出だす所無し。是に於いて州県の諸陋規を尽提し、改めて正税に入る。酒酤而外、当商・土業の如き、以て米・炭・牛馬諸行に及ぶまで、皆旧章を釐改し、重ねて新課を加う。別に一官に委ねて、之を臨督せしめ、復た地方の有司に領めず。

即ち嶧県の酒蔵は、県に商号を登録して（酒税を納付して）いる大手が四家、その余の中小業者が百余家あり、後者は資本の多寡に応じて県に陋規を納めていた。陋規には定額があり、主簿・典史など諸官への給付もこれより支出していた。史料では大手四家が別扱いになっているが、当時醸造業は牙行・典当のような免許事業ではなく、正規の酒酤税も存在しなかったため、彼らに対する課税もまた地方的徴収であったものと考えられる。

ところが清末になると、布政司庫の欠乏を補填するため、酒造業を始め典当業・土業・各種牙行の陋規は、州県から省に吸い上げられた。商品生産・商品流通への賦課は、旧来の章程を改正して課税率を高め、布政司が委員に監督させ、州県の需索は廃止された。詳しい記録は無いが、清末山東では、陋規需索・規礼饋送体系を革除し、商業課税を省財政の中心に据えた財政改革が実施されたことを、この史料は示唆している。恐らく後述する光緒二〇年（一八九四）山東巡撫李秉衡の財政改革を指しているであろう。

なお、商品生産からの陋規科派は、牙行など流通業者のみならず農村家内手工業者に対しても行われた。済南府属道光『長清県志』巻六、食貨下、採辦、闊布の項によると、同県は康熙年間より闊布を有料で供出する差務が賦課され、毎年三三八疋の闊布を毎疋銀三錢で採買した。対価は約地（地保）を通して機戸に給付された。採買は嘉慶五年（一八〇〇）に一旦廃止されたが、道光二年（一八二二）に復活し、道光四年には三〇〇〇疋を追加、道光六年にも三〇〇〇疋を追加し、道

光一〇年には一五〇〇疋を追加した。追加分の闢布は負担が過多のため、郷村では供出できなかつたので、地方官は養廉を捐資して別に機戸を雇い、闢布を織らせた。原額の闢布についても、道光八年知県舒が追加分と併せて自己の養廉を寄付して製織し、郷村機戸の闢布の累を革除したとある。^⑩

それでは闢布の差徭は、対価を支給されるにも関わらず、何故民苦となったのであろうか。また養廉の寄付による闢布の自辦は、何故民累を除くことができると考えられたのだろうか。当史料の末尾に付載された舒知県の「捐免西南各郷攤派闢布示」（道光八年三月）によると、問題は採買の方法にあった。

告示によると、従来の方法は、官が約地に銀を与え、西南北三郷の機戸より闢布を採買させていた。同県では棉紡織業は活発であるが、闢布を織る機戸は殆ど居らず、ために約地は一般民衆より津貼（負担金）を徴収し、里差が機戸より闢布を高値で買い付けて官に納付していた。しかしながら、約地に支給される価銀は中間で搾取され、攤派も不均等であったし、里差も期限内に買い付けねばならないため、代金の一部を自辦して採買していた。このため、衆機戸（一般の機戸）は機頭の科派を受け、衆機戸のために約地・里差は自己負担による期限内買い付けに苦しみ、約地・里差のために一般民衆は採買終了後過大な津貼需索を被るといふ、負担転嫁の体系が形成されていた。そこで舒は、郷村への採買請け負け方式を革め、養廉の捐助による直接買い付け方式に切り替えたのである。長清県の事例は地方的徴収とは直接関係は無いが、国家の闢布採買を起点とし、代価の中間搾取や足元を見た生産者の価格吊り上げを媒介とした、民衆からの陋規需索体系の存在が確認される。この場合、牙行の役割を機戸が担っていたのである。但し、内部には機頭と衆機戸との分化があり、一般民衆との間には約地・里差が存在するので、牙行の場合より徴収体系は複雑である。

以上三点の地方志から、直隸南部より更に商品経済が発展していた山東では、国家的差徭や地方的徴収の相当部分を商品生産・商品流通に依存していたことが明らかとなった。そして商業化の高さを背景として、光緒中葉山東巡撫李秉衡は財政改革を実施した。

山東清理財政局編訂『全省財政説明書』行政総費、撫院衙門経費、書役工食銀紙張津貼等項によると、従来巡撫衙門の書役の必要経費は布政使・漕運官僚・公局などが支給していた。しかし光緒二〇・二一年、巡撫李秉衡により大幅に削減された。これは各級官僚の巡撫への半ば常態化した規礼饋送慣行を規制する措置であったと見做される。同時に彼は、州県衙門の地方的徴収も整理している。民国『荏平県志』によると「清代知県は俸給過少のため、地方行政経費を地丁の浮収より調達していた。光緒四年、知県胡廷耀は地丁一兩を京錢五一〇〇文に換算して納めさせた。光緒二二年、巡撫李秉衡は全省一律に地丁一兩を京錢四八〇〇文に統合した。これは清末まで定例となつた」とある。本志の言に拠ると、李秉衡は全省規模で浮収を定額化し、際限ない陋規需索を革除しようである。また、民国『無棣県志』には、光緒末に州県の雜課・陋規が廃止され、全数提解して国税に組み込まれたとあり、商品生産・商品流通からの陋規の収公も同じ頃実施された可能性が高い。商業部門から徴収された陋規の省への提解は、前述の如く嶧県でも見られた。

ところが李秉衡の財政改革は、その他の地方志や彼の文集『李忠節公奏議』には記録が残されていない。そもそも李が山東巡撫に赴任した光緒二〇年には日清戦争が勃発しており、彼は淮軍の輸送に追われていた。光緒二一年正月六日付「奏設車局接遞各軍摺」の中で彼は「山東は直隸・河南・山西・陝西などと事情が異なり、従来一切の国家的差徭は官が自辦し、民間には科派してこなかつた。現在山東では、車局を設置し車馬を配備しており、沿路の州県が協濟した車馬の費用も局より補償している」と報告している^④。州県に差徭支辦の義務が無いならば、省が車局の経費を賄ねばならない。それ故彼が財政改革を実施した目的は、兵員輸送など日清戦争後方支援のための資金確保にあったと思われる。

総じて、直隸では皆目実施されなかつた財政改革が清末山東で実施されたのは、たとえ臨時の軍事輸送を目的としたものであつても、山東の先進性を意味していると言える。しかし政策の詳細を記す史料は少なく、成果はさほど大きくなかつたものと推測される。基本的に定期市段階での商品経済が発達していた山東・直隸では、州県の地方的徴収や省財政の確保を商品生産・流通に依存し得たが故に、山西・陝西のように徹底した差徭改革を断行して農民の負担を軽減する必要

は無く、また長江流域諸省の如く釐金や牙帖捐を省財政に組み込んだ本格的財政改革を成功させる力量にも乏しかった。地方的徴収の公的な州県財政への昇格と、商業部門からの陋規を基礎とした督撫財政の強化は、清代後期の劇的な改革を經由せず、民国以降緩慢に実現されていったようである。

- ① 『中国農村債行調査』岩波書店、一九五二—五七年、三卷一五一頁。
- ② 同右、五卷三五〇頁。
- ③ 民国『薊県志』卷五、賦役、清之徭役。
- ④ 民国『霸県志』卷三、政事、差徭。「望船」の意味は不明だが、「厥後東淀淤平。望船無用」とあるので、湖沼で使用される小船（の徴発）と考えられる。
- ⑤ 民国『完県新志』卷四、行政、財政
差徭。係前清縣署應徵官柴・官草・官馬之折價。於民国三年。奉前直隸民政司。令准歸公。由県分村。輪流派警票取。
- ⑥ 民国『新城県志』卷六、賦役。
- ⑦ 民国『雄県新志』第三冊、賦役、差徭。
- ⑧ 民国『統修薊城県志』卷三、賦稅。
- ⑨ 小田則子「清代の華北農村における青苗會について——嘉慶年間以降の順天府宝坻県の事例より——」『史林』七八卷一號、一九九五年。
- ⑩ 民国『塩山新志』卷九、賦役下、雜差
直隸差徭。清以來。民以爲累。而塩山独輕於他県。康熙九年。知県黃貞麟。詳革雜差十項。……又向苦通草之累。蓋与狐皮。均係土貢之類。邑紳劉沢霖婦田後。謀之当道。自捐四百七十余金。代民繳還。部餉累以永絶。繳款既如是之巨。當日苛派。絶重可知。自経黃劉兩次裁革後。塩山徭累。始為一清。
- ⑪ 同右
此後陋規日增。反重它県。大抵官得其七八。吏染其三。四。然皆出之
- ⑫ 牙儉・脅役之徒。而民不与此。亦他県之所希也。
- ⑬ 同右
同右
- ⑭ 同右
同右
- ⑮ 同右
同右
- ⑯ 同右
同右
- ⑰ 同右
同右
- ⑱ 同右
同右
- ⑲ 同右
同右
- ⑳ 同右
同右
- ㉑ 同右
同右
- ㉒ 同右
同右
- ㉓ 同右
同右
- ㉔ 同右
同右
- ㉕ 同右
同右
- ㉖ 同右
同右
- ㉗ 同右
同右
- ㉘ 同右
同右
- ㉙ 同右
同右
- ㉚ 同右
同右
- ㉛ 同右
同右
- ㉜ 同右
同右
- ㉝ 同右
同右
- ㉞ 同右
同右
- ㉟ 同右
同右
- ㊱ 同右
同右
- ㊲ 同右
同右
- ㊳ 同右
同右
- ㊴ 同右
同右
- ㊵ 同右
同右
- ㊶ 同右
同右
- ㊷ 同右
同右
- ㊸ 同右
同右
- ㊹ 同右
同右
- ㊺ 同右
同右
- ㊻ 同右
同右
- ㊼ 同右
同右
- ㊽ 同右
同右
- ㊾ 同右
同右
- ㊿ 同右
同右

至各行牙稅。因競爭結果。標額亦格外提高。歲有增益。誠能徵收足額。比之旧制。不啻倍蓰。

⑧ 民国『塩山新志』卷九、賦役下、雜稅

按。清代旧例。塩山牙稅上解者。惟牙帖二張。共稅八兩。表中所列。皆藉此牙帖二張為名。向以取之市儉者也。宣統二年調查。拋云。除雜稅不解外。報解藩司者。共五百三十五兩。此數上解。未之前聞。當係光緒末清查入款後所報解之數。号为牙稅盈余者也。

⑨ 民国『雄鼎新志』第三冊、賦役、雜稅、牙稅。

⑩ 民国『青鼎志』卷六、賦役、田賦

按查。青邑各地方機關經費。除恃牙紀行商捐暨租金等項為底款外。對於普通人民。向係按村莊大小。分級攤派。

⑪ 同右、雜稅

雜稅向行於境內者。惟田房稅。牲畜稅。牙帖稅三者而已。為數甚微。儘征儘解。不設定額。至前清末葉。厲行新政。急於籌款。雜稅因之繁興。洎乎民国。日增月益。

⑫ 民国『交河鼎志』卷二、田賦、最近財政、各項陋規。

⑬ 民国『景鼎志』卷三、田賦、雜稅。

⑭ 民国『冀鼎志』卷一六、權稅。

⑮ 民国『南宮鼎志』卷九、賦役。

⑯ 民国『高邑鼎志』卷三、行政、財政、牙雜稅

按。各行牙稅。在前清時代。僅解省庫牙行盈余二百一十兩。其余即歸鼎署。名為陋規。

⑰ 民国『定鼎志』卷七、賦役、差徭

直隸大。順。廣諸府。差徭最重。定鼎雖近兩服。以較他鼎猶輕。

⑱ 民国『威鼎志』卷七、財政。

⑲ 光緒『統冀城鼎志』卷三、賦役、差徭

鼎屬雜差。向無定額。民多病之。道光十二年。知鼎沈東生。酌公項

之度支。定為進額。除在城營辦軍流差外。分於四鄉二十一營。名曰採買。每年交採買錢制錢四千八百余千。每季交制錢一千二百余千。按四季呈交。民甚便之。

⑳ 『文宗實錄』咸豐元年二月辛丑。直隸總督訥爾經額奏。

㉑ 民国『滎鼎志』卷七、賦稅、差徭

至清代道咸年間。差徭之徵。漫無限制。胥役藉端勒索。妨農害民。不堪其苦。自同治十年。知州游智開。朱靖旬二公。辦理差徭。力除積弊。派夫徵車。示有定數。法良意美。

兵差旧無定章。吏役任意中飽。需索無厭。……自同治十年。十一年。州牧游公。朱公接任。敲剔其弊。

㉒ 民国『良鄉鼎志』卷三、賦役、經費

官軍局。在鼎南門外。光緒十年。前知鼎楊謙柄。因邑為首站。差務之繁。甲於通省。車頭雜差滋擾。恒苦累民。稟請前府尹周。於是年六月。發給經費銀二千兩。設局統歸官辦。購驛四十五頭。大車十三輛。轎車十三輛。以應差需。

㉓ 民国『望都鼎志』卷四、政治、財政。

㉔ 民国『廣宗鼎志』卷七、財政、地方財政、差徭

差徭。在清代。本為鼎署陋規。……同治二年。鼎民以差徭繁重。稟鼎酌定章程。以紓民困。時知鼎王資。與紳民議定章程。車差每年每畝。交大錢十文。片柴差每年每畝。交大錢四文。社差每年每畝。交大錢十六文。稽草每年。必須親身完納。均由民戶承辦。……民戶每年每畝。需大錢五十文。

㉕ 民国『東明鼎新志』卷七、賦役、雜差、差徭。

㉖ 民国『寧晉鼎志』卷三、賦役、丁徭。

㉗ 佐藤學「明末清初期一地方都市における同業組織と公權力——蘇州府常熟鼎『當官』碑刻を素材に——」『史學雜誌』九六編九号、一九

八七年。

③⑧ 拙稿「清代江南の牙行」『東洋學報』七四卷一・二号、一九九三年。
光緒『嶧県志』卷七、物産

③⑨ 当乾嘉盛時。江浙湖広諸行省漕糧數千艘。皆道嶧境北上。商旅歲時。往還不絕。而寄物珍貨行溢。居民皆仰之。以贍身家。而本地所有麥豆及煤炭諸物。亦得善價。而行銷數千里。……迫道咸之變。漕運中廢。重以閩津稅釐之廢削。商賈疑畏。於是外貨不進。內貨不出。而嶧之生計。乃大困況。

④① 「炭密」とは炭燒き窯の意であるが、ここでは木炭ではなく石炭のことを指す。

④② なお、河南省懷慶府孟県では、闕布無供供出の雜賦が残存していた。北村敬直「清初における河南省孟県の綿布について」小野和子編『明

清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所、一九八三年。
④③ 民国『莒平県志』卷七、田賦

④④ 蓋以清時県長。薪俸極微薄。全恃地丁浮収。以資調劑。故浮収幾成上下之通病。而不諱也。至光緒四年。知県胡廷耀。改為每正供銀一兩。收京錢五千一百文。而銀佃時有漲落。仍能高拾時價。視為定數。因此輿訟數年。至光緒二十二年。始經巡撫李秉衡奏明。全省一律。每銀一兩。按京錢四千八百文折合。相沿至清末。遂著為定例。

④⑤ 民国『無棣県志』卷四、賦役、後叙
至光緒末。鹽州州県雜課陋規。尺數微解。以補國用之不足。

④⑥ 『李忠節公奏議』卷六、所収。

おわりに

清代直隸では、山西や陝西と同様、雍正年間の地丁併徴以降も駅站や兵差・大差・春秋兩差など国家が要求する差徭（国家的差徭）が残存した。差徭は村単位に科派され、郷地（地保）が徴収していたが、省南部では牙儉（牙行・經紀）からの徴収も見られた。

一九世紀以降差徭は次第に増大し、民衆の苦累となるが、その理由は、州県が地方行政経費を賄うため、本来の差徭を名目として陋規を付加したからである。陋規即ち地方的徴収の膨張に対し、道光帝は即位以来全国的な陋規清查と陋規革除を試みた。しかし地方行政経費の調達が困難になることを恐れた地方官僚は慎重論を唱え、道光帝と英和の改革論を葬り去ったので、結局陋規需索・規札饋送体系の革除は実現しなかった。

その後陋規問題は、中央政府の膝元である直隸の差徭論争に移った。ここでも差徭定額化と按畝攤派方式の導入及び地方官への公費支給を主張する層之申・張杰ら改革派と、定額化が新たな浮収を生むと危惧する顔檢・袁銑ら慎重派とが対

立し、最終的に後者の勝利に帰した。但し、兩派とも差徭の相当部分が塩商・典當・牙行など商業部門に依存しているという事実認識では一致していた。なお按畝攤派方式は、清末省南部の州県で個別に導入され、民国期に拡大したが、全省統一的差徭改革は最後まで実施されなかった。

一方、直隸より商品經濟が発達した山東では、商品生産・商品流通からの国家的差徭及び地方的徴収が更に進行しており、一部の州県では主として地元の特産品生産者や流通業者から陋規を需索していた。山東の陋規需索・規礼饋送は、光緒中葉巡撫李秉衡の財政改革により整理され、同じ頃商業からの陋規も省財政に吸収された。しかし財政改革の成功と省財政の形成を積極的に語る史料は乏しく、大きな成果は無かったようである。直隸・山東兩省が農民からの地方的徴収の整理に消極的であった理由は、耕地だけでなく流通への科派が多く、按畝攤派方式を導入する必要性が低かったからだと考えられる。

全国を通観すると、地方的徴収の存在形態と清末の処理方法は、商品經濟の發展水準に応じて各省毎に異なっていた。定期市段階での商品流通が発達していた華北東部地域は、華北西部地域と長江流域との中間に位置していたが、この中で直隸が前者に近く、山東は後者に近かった。但し、福建・広東など華南地域では、砂糖・煙草生産により商品經濟が相対高水準に達していたものの、地方志には差徭・陋規に関する記述が殆ど見当らず、財政改革が実施された形跡もない。この問題については、宗族や図甲制と財政制度との関連を含め、今後の課題として残したい。

Chaiyao 差徭 and Lougui 陋規 in Zhili and Shandong During the Late Qing Period

by

YAMAMOTO Susumu

In Zhili *chaiyao* 差徭, that is requisition of supplies imposed by the central government besides regular tax, remained in effect during the Qing period. It was assigned to each village and usually collected by *dibao* 地保 (village officers), but sometimes by *yakuai* 牙儉 (brokers) in the southern Zhili.

Since the 19th century local governments imposed informal taxation called *lougui* 陋規 (bribe) on the pretext of *chaiyao* thereby increasing Zhili's tax burden. Then in the Daoguang 道光 period the government discussed reduction of *chaiyao* mainly in Zhili and reformists insisted on introducing the quota system of *chaiyao* according to area of land called *an-mu-tan-pai* 按畝攤派, but conservatives concerned about a shortfall of local administrative expenses refuted them, so the reformation didn't succeed.

Meanwhile in Shandong where merchandise economy was more developed than Zhili the local government had siphoned off an enormous *lougui* from manufacturers and merchants. In the Guangxu 光緒 period Li-bing-heng 李秉衡 the governor of Shandong executed the financial reform, that *lougui* collected by each local government from merchants was absorbed into provincial finance. However, this did not result in a tax reduction. The reason why the governments of Shandong and Zhili didn't radically abolish *lougui* is that most of it was beared by merchants and consequently peasants didn't resist relatively.